

LIFESTYLE LAB TOYONOMA 利用規約

この利用規約（以下「本規約」という）は、株式会社 IHI（以下「IHI」という）と三菱地所株式会社（以下「三菱地所」という）がコクヨ株式会社（以下「コクヨ」といい、IHI、三菱地所と合わせて「当方」という）への委託により管理・運営する豊洲セイルパークビル（以下「本建物」という）の施設“LIFESTYLELAB TOYONOMA”（以下「本施設」という）の利用に関して必要な事項等に関して定めたものとする。当方との間で締結した「サービス利用契約」又は「利用申込書」（以下、総称して「本契約」という。）規定事項に加え、「本規約」及び「豊洲セイルパークビル建物利用案内（以下、「建物利用案内」という。）を遵守しなければならない。また、会員は、本契約により「本施設」の利用を認められた個人をして、本契約、本規則及び建物利用案内を遵守させなければならない。

第1章 総則

第1条 （所在地）

本施設の所在地は東京都江東区豊洲二丁目1番9号とする。

第2条 （目的）

本施設は、“これからのライフスタイルを生み出す参加型実証施設”をコンセプトとし、以下の目的を持つものとする。

1. 起業家（既に事業創造している独立起業家及び既存企業内の社内起業家、並びに強い志を持ち事業創造しようとする潜在的起業家を含む）が新しいビジネスを考案し、イノベーションを創出するためのスキルとモチベーションを高め、具体的な行動として踏み出し成長することに寄与すること。
2. 起業家が切磋琢磨し、イノベーションの創出・共創を促すコミュニティを形成すること。
3. 起業家と多くの異分野・異能な人材が本施設に集い活発な交流を促すことで、新しい価値と事業創造に挑戦する施設として絶えず循環し続けること。
4. 会員相互の公私にわたる交流の場として、その施設並びにサービスを会員に対し提供すること。
5. 次世代の暮らし方・働き方を共創する場となることを目指すこと。

第2章 契約種別

第3条 （契約種別の種類）

契約種別（第5条に定める入会手続きに従い本施設に入会した者を指す）の種類は次の各号に定める通りとする。

1. OFFICE メンバー

各「OFFICE」及び「MEMBER OFFICE」、「HIBI NOMA」、「SHOKU NOMA」

を含む添付図面網掛け部分で規定する「対象スペース」を使用できる。

2. BOOTH メンバー

各「BOOTH」及び「対象スペース」を使用できる。

3. TABLE メンバー（固定席）

各「PRIVATE TABLE」内の固定席及び「対象スペース」を使用できる。

4. TABLE メンバー（フリーアドレス）

「対象スペース」を使用できる。

5. TABLE メンバー（法人）

「対象スペース」を使用できる。

6. アライアンスパートナー

「MEMBER OFFICE」を除く「対象スペース」を使用できる。

入会に際し、契約種別を決定の上、入会申込書に契約種別を明記するものとする。

第4条 （会員資格条件）

本施設への入会を希望する者は、次の各号に定める条件を全て満たさなければならないものとする。

1. 本施設の目的を理解し、本規約、本建物館内細則、その他本施設の定める規程を遵守できる者。
2. 反社会的団体（暴力団及び過激行動団体）又は反社会的行動に関与していない者。
3. 不渡り等により金融機関等取引停止状態にない者。
4. 破産、民事再生等の倒産手続き開始の申し立てを受けておらず、又は自ら申し立てていない者。

第5条 （入会手続き）

1. 入会希望者は所定の方法にて入会申込を行い、当方の審査と承認を経て入会契約手続きを行うものとする。
2. 当方は入会希望者に対し、前項記載の審査の通過可否の理由について、一切開示しない。
3. 会員は審査通過後、必要書類の提出、本契約の締結、所定の初期費用の納入をもって、本施設の会員となるものとする。

第6条 （入会金・預託金）

1. 会員は本施設の利用に対し、本契約に定める入会金や預託金を当方からの請求に基づき納入するものとする。
2. 入会金は、当方の責めに起因する事由を除き返還しない。
3. 前項により返還される入会金には利息を付さないものとする。
4. 入会金等の領収について領収書を発行しない。

第7条 （利用料金）

1. 会員は本契約に定めるサービス（以下「本サービス」という）の利用に係る料金（以下「本サービス利用料金」という）について、当月分を当方からの請求において指定した前月の期日までに納入するものとする。
2. 会員は MEETING ROOM やイベントスペースなどの利用に係る利用料金について、当月分を当方からの請求において指定した翌月の期日までに納入するものとする。
3. 本サービス利用料金は、以下の場合を除き返還しません。
 - ① 第 8 条第 2 項に定める場合
 - ② 第 19 条第 2 項に定める場合
 - ③ 第 10 条第 1 項に定める場合
 - ④ 当方の責めに起因する事由がある場合
4. 前項により返還される本サービス利用料金には利息を付しません。
5. 料金等の領収について領収書は発行しません。

第 8 条 （遅延損害金）

会員が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときで、当方の督促に対しての支払も行なわれず、遅延が 30 日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年 14.6%の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする）で計算した（1 円未満を除く）遅延損害金を支払わなければならない。また、遅延損害金を支払った場合でも、当方の契約解除権の行使を免れるものではない。

第 9 条 （届出事項）

1. 会員は、次に掲げる事項を入会に際し、当方に開示し、入会申込書に記入するものとする。また、同内容に変更があった場合は、変更があった日より 10 日以内に文書により当方に通知するものとする。
 - ① 会員の公的身分証明書記載内容
 - ② 会員の氏名、現住所、屋号、電話番号、メールアドレス等
 - ③ 入会申込書の記載項目
2. 会員が、対象スペースを 30 日以上使用しない場合は、本サービス利用料金の支払の有無に関係なく、使用しない期間を当方に文書にて通知するものとする。
3. 本条第 1 項及び第 2 項の通知を会員が怠ったため、当方からなされるべき通知または送付されるべき書類等が延着、または到着しなかった場合が発生しても、延着なく到着したものとみなすと共に、万が一、会員に何らかの被害や損害があった場合でも、当方はその賠償責任を負わないものとする。

第 3 章 施設利用

第10条 (施設使用の法的性質)

本規約における使用とは、対象スペースの使用を許可し、本施設内の設備等の使用を認めることであって、本施設又は対象スペースの排他的な占有権限を与えるものではない。従って、当方と会員は、本規約及び会員への入会が、建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用は受けない、かつ、賃借権が発生しないことを予め同意したものとする。

第11条 (住所利用の制限)

1. 会員は、OFFICE メンバー及び別途登記利用の申込をしない限り本規約に基づいて、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業に関する許認可等を受けることができない。
2. 会員は、OFFICE メンバー及び別途住所利用の申込をしない限り本規約に基づき、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を役所への届出等、公的な連絡先に定めたり届け出たりすることができない。
3. 会員は、OFFICE メンバー及び別途住所利用の申込をしない限り本規約に基づいて、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を用いて、名刺を含むすべての印刷物に記載、掲載することや郵便物の宛先とすること、並びにホームページ等の電子媒体への掲示、掲載をすることができない。

第12条 (営業日)

1. 本施設の営業日は午前9時～午後8時とし、休業日は本建物の開閉館に準ずる。
2. 天災地変等により本施設が不測の損害を被った場合、又は本施設の改修・補修・運営オペレーションに関するメンテナンス等が必要になった場合、当方は一定期間本施設の全部又は一部を休業、一時閉鎖できるものとする。
3. 本条により本施設を休業、一時閉鎖する場合、当方は本施設内の掲示若しくは、ウェブサイトでの開示等により速やかに会員に通知するものとする。但し、緊急を要する場合にはこの限りではない。

第13条 (施設の利用)

1. 会員及び次条に定めるゲストは、本施設内では本施設スタッフの指示に従わなければならない。
2. 会員は本施設利用の際は、セキュリティカード（以下、カード）を携帯し、入館時にカードリーダーにかざし、入室するものとする。本施設スタッフの請求があった場合は、その求めに応じて会員はカードを提示しなければならない。
3. TABLE メンバー（法人）及びアライアンスパートナーは、入退館時にレセプションにて手続きを行い、本人確認をしなければならない。
4. 会員は、他の会員又は当方により本施設においてイベント等が実施される場合があり、本サービスの全部又は一部を利用できない場合があることを予め承諾する。
5. 会員は、本施設の取材等に訪れた各種メディア等の第三者が会員による本サービ

スの利用に係る風景等を撮影し、その画像や映像を SNS を含む各媒体に掲載等する場合があり、当該掲載等により生じる不利益に関し、当方が一切の責任を負わないことを予め承諾する。

6. 当方は、第4項に定めるイベント等又は前項に定める取材等が実施される日の3日前迄に、システム（第11条に定める）等にて会員に通知する。
7. OFFICE メンバーは、各 OFFICE の退出時は消灯を行い、省エネルギーに努めるものとする。
8. 会員は、対象スペースを利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行うことができるものとするが、家具類を移動したり、机・椅子等の場所に私物を置くことで長時間占有（場所取り）等を行なってはならない。また、対象スペースの席を一度に一人で複数席使用することも禁止する。
9. 本施設内は全面禁煙とする。本建物内での喫煙は喫煙コーナーを利用するものとする。本施設内の飲酒は禁止とする。但し、例外的に、当方が認めた本施設内におけるイベントやパーティーに関してはその限りではないが、法律に則り、未成年の飲酒は厳禁とする。
10. 会員は、本施設に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄するものとする。

第14条 （共有設備等）

1. 喫煙スペース 「本施設」は禁煙とする。

2. トイレ・洗面所

- (1) 会員は、2階に設けられたトイレを使用する。
- (2) トイレは、常に清潔に保ち、用意された紙を使用する。
- (3) トイレへの私物の放置は禁止する。運営者は、トイレでの盗難等による損害について責任を負わない。

3. シャワー室

- (1) 会員は、本施設に設置されたシャワー室を有料で利用することができる。
- (2) シャワー室の利用料金は、細則第3条に定める通りとする。
- (3) シャワー室の利用に際しては、予約システムから事前予約を行うものとする。
- (4) 会員は、シャワー室を利用する際は、他の会員への配慮として、清潔に保つよう努めるものとする。
- (5) シャワー室内での私物の放置は禁止する。運営者は、シャワー室での盗難等による損害について責任を負わない。

4. 駐車・駐輪スペース

会員、利用者及び訪問者は、建物利用案内に記載される有料駐車場及び駐輪場、もしくは周辺一般駐車場及び駐輪場等を利用する。

5. ソロブース・フォンブース

会員及び利用者は、ラウンジでの携帯電話、TV 電話、スカイプ、その他の音声通話の

利用に際しては、ソロブース・フォンブースを利用するものとし、ソロブース・フォンブース利用時は長時間の占有使用を避け会員間で譲り合って使用する。

6. 空調

本施設に設置されている空調機は運営者が管理するため、会員は操作しないこと。

7. 電話

OFFICE メンバーは、「対象区画」に固定電話回線を開設できる。その場合、運営者に対しあらかじめ申し出て了解を得たうえで、各自 NTT 東日本等と別途契約を締結する。

8. インターネット

(1) インターネット接続は、WAN 側は光回線を利用し、LAN 側は有線 LAN (「PRIVATE OFFICE」のみ)・無線 LAN で提供されるものとする。但し、会員は、機器又は上位プロバイダー等の不都合により、運営者が常時継続を保証するものではないことを予め了承する。

(2) インターネットの利用料金は会費に含まれる。

(3) 会員各自のパソコンにおけるウイルス対策は、会員各自で行うこととし、運営者はネットワークセキュリティ対策における管理責任の一切を負わない。

(4) 運営者は、会員自身が取り扱う情報の機密漏洩・紛失・盗難・無断廃棄等、問題が発生した場合、又は IT インフラ等通信設備機器の不調や破壊及び故障により会員が被った損害について、一切その責任を負わない。

(5) 会員は、非常に重いデータの送受信を行うことにより回線に負担がかかった場合、運営者が通信制限を設ける可能性があることを予め了承する。

(6) 会員は、「PRIVATE OFFICE」で個別にネットワークを組む場合、事前に運営者に申し出て、その了解を得て実行する。

9. 複合機

(1) 会員は、「本施設」に設置する複合機を利用することができる。

(2) プリンター及びコピーの出力料金は白黒 11 円/面、カラー55 円/面（税込）とする。

(3) 会員は、運営者が、複合機に残存する出力済み紙類を残存確認より 24 時間経過後に破棄すること、及びスキャナー等保存データを保存日より 1 週間経過後に削除することを予め了承する。

(4) 共有複合機の出力用紙は私用利用禁止とする。

10. 傘立て・コートハンガー

(1) 会員及び訪問者は傘立て及びコートハンガーを使用できる。

(2) 前項の使用によって所持品を紛失、破損した場合、運営者は責任を負わない。

第15条 (サービス)

1. 会員は、本契約及び本規則を遵守のうえ運営者が提供するサービスを利用する。有料サービスを利用した場合、利用料を会費とともに支払う。

2. サービス利用は、入居開始日以降の、本契約有効期間中とする。
3. 訪問者のサービス利用は会員又は利用者同伴時に限る。
4. 会員は、運営者が臨時的及び予告無しにサービスを変更すること、次の各号の場合に運営者がサービス利用を断ることがあることを予め了承する。
 - (1) 満室（員）により空室（席）に余裕がないとき。
 - (2) 支払が滞っているとき。
 - (3) レンタル品については、レンタル品が全て貸出中のとき。
 - (4) 天災その他やむを得ない事情によりサービスの提供ができないとき。
 - (5) その他サービスを利用されることが好ましくない理由があるとき。
5. 会員がサービスの利用により「本施設」の什器・備品類を紛失・破損した場合、原状に復するために要した費用の実費を弁償する。

6. 各種サービス

(1) 受付サービス

- ①運営者は、「本施設」の窓口として、施設運営、来訪者対応、郵便物・宅配物の受取等を行う。
- ②運営者は、会員への来客の際は連絡を行わない。コワーキング会員は、約束の時間に各自来訪者を迎える。
- ③会員不在時の来客については、来訪者の希望に応じ、受付で名刺及び伝言を受け取る。
- ④会員は、急な対応による受付の離席等により、やむを得ず本項サービスが受けられない場合があることを予め了承する。

(2) 郵便物・宅配物の受取

- ① 運営者は、OFFICE メンバー及び住所利用を申し込んだ BOOTH・TABLE メンバーの郵便物を郵便ポストに投函し、会員不在時は本項③に取り決める。
- ② 運営者は、宅配業者が受付に着いた時点で会員に連絡を行い、会員は宅配物を受け取る。会員不在時は、本項③に取り決める。
- ③ 運営者は、受付対応時間内において、会員が不在時の場合に限り、会員に代わり郵便物又は宅配物（以下、「宅配物等」という。）の受け取りを行う。但し、本号⑤に該当する場合、受け取りは行わない。運営者が、受け取った宅配物等は、受付対応時間内に郵便ポストに投函する。但し、大型の宅配物等は会員が本施設滞在時に随時、施設休業日に届いた宅配物等は翌営業日以降、会員が本施設滞在時にポストに投函又は届けるものとする。宅配物等の転送等を行わないため、会員は速やかに宅配物等を受け取る。尚、宅配物等の保管期間は1か月間とし、保管期間が1か月を超えた場合は、当該保管物の所有権者が所有権を放棄したものと見なし廃棄することとする。
- ④ 住所利用を申し込んでいない BOOTH・TABLE メンバーは本項サービス

を利用できない。

⑤ 以下の配達物及び特別な保管方法を要する荷物についてはサービスでの受取は行わない。

- ・ 料金不足郵便
- ・ 各種 書留郵便
- ・ 着払い便
- ・ 代金引換便
- ・ 各種証明郵便
- ・ 本人限定受取郵便
- ・ クール便：冷凍含む
- ・ 大型・重量物
- ・ バイク便

但し、クール便については、少量かつ運営者への事前連絡にて受取可。

⑥ 運営者は、宅配物等の破損、郵便事故等のトラブルに関して一切の責任を負わない。

(3) 法人登記

① BOOTH・TABLE メンバーは、運営者の書面又は電磁的記録による許可を得た場合、「本施設」、の住所又は名称等を用いて、商業・法人登記等の登記、事業に関する許認可、役所への届出等の公的な手続を行うことができる。

② 前項の許可を得た場合、運営者に対して、登記等承諾料 5,500 円(税込)を会費に加えて毎月分を支払う。

(4) 住所利用

運営者に対し申し出て承諾を得た BOOTH・TABLE メンバーは、本施設の住所を利用し、郵便・宅配物の受け取り、HP・名刺等への住所の記載をすることができる。併せて専用の郵便ポストを利用することができ、その料金は 5,500 円(税込)とし、会費に加えて毎月分を支払う。

(5) ロッカー

運営者に対し申し出て承諾を得た BOOTH・TABLE メンバーは、ロッカーを利用することができ、料金は 3,300 円(税込)とし、会費に加えて毎月分を支払う。

(6) MEETING ROOM・PRACTICE ROOM・STUDIO

① 会員は、次の各号及び附則 1：会議室利用規則並びに附則 2：シェアキッチン利用規則を遵守のうえ、「会議室」及び「シェアキッチン」を利用する。

② MEETING ROOM・PRACTICE ROOM・STUDIO は予約制のため、利用の際は必ず事前に予約サイトより予約する。

③ 次の利用者のため、予約終了時間の 5 分前を目途に利用を終了し、予約時間を超過しない。

④ MEETING ROOM・PRACTICE ROOM・STUDIO 内に持ち込んだ私物等は、利用者自身で管理する。運営者は、利用時における室内での紛失、盗難及び損傷等のトラブルに関して一切の責任を負わない。

(1) 会員、利用者およびその訪問者は、建物利用案内に記載される防災計画等に従い、訓練や点検などに協力する。

(2) 備蓄など会員個別の事業所としての対策は、会員各位で準備する。

第17条 (ゲストの利用)

1. 当方は第2条に定める目的を満たし、本施設の活性化に資すると判断した場合のみ、会員以外の者（以下「ゲスト」という）に施設を利用させることができる。
2. 本施設を利用できるゲストは第4条の会員資格を満たさなければならないものとする。
3. 会員は、訪問者と「使用範囲」を利用する場合、事前に予約WEBサイトより利用日時及び利用人数等について「事前予約」を行わなければならない。
4. 3. 訪問者は、利用者の同伴のもとでのみ「本施設」を利用できるものとし、訪問者の毎回の入退館チェックは利用者の立会のもと行う。
5. ゲストによる本施設の利用は、「HIBI NOMA」を利用できるものとし、1日1時間までは無料とし以降660円(税込)/時間の利用料が発生する。
6. ゲストは打合せを目的としゲストのみの利用並びに執務などの目的では利用できないものとする。
7. 将来的に「本施設」の会員数が増え、恒常的に混雑していると運営者が判断する場合、本条を修正若しくは本条の適応を廃止することがありうることを会員は予め了承する。

第18条 (本施設会員限定システム)

1. 本施設に入会する会員は、本施設会員限定システム（以下「システム」という）を利用することができる。
2. システムを利用する際は、第4章に定めるプライバシーポリシーに同意したものとみなす。
3. システムの利用資格はダウンロードした会員本人のみとする。
4. 当方はシステムを通じて会員に対し、以下のサービスを提供する。尚、会員はシステムの機能について事前に会員に連絡することなく、一部又は全部の内容を変更、追加、廃止する場合があることを承諾する。尚、提供するサービスの一部は全ての会員を対象としない場合がある。
 - ・ 会員情報の登録、公開
 - ・ 記事の投稿、閲覧
 - ・ MEETING ROOM など有料サービスの予約
 - ・ イベント情報の投稿、閲覧
 - ・ その他当方が随時追加する機能
5. システムの利用料金は本サービス利用料金に含まれるものとする。但し、システムが提供するサービスの利用に係る通信費用は、会員が負担するものとする。

6. 当方はシステムの提供サービスを中断・停止して会員に生じた損害については、当方の故意又は重過失のある場合を除き、本サービス利用料金の限度において責任を負う。
7. 会員はシステムの利用に必要な ID・パスワード等の情報（以下「ID 等」という）を、自己責任において管理（ID 等を変更することを含む）するものとする。尚、会員によるシステムの使用上の誤りや第三者による不正使用については、当方の責めに起因する事由による場合を除き、当方は責任を負わない。
8. システムにおいて ID 等が使用されたときは、その使用に係るシステム上の行為は全て当該 ID 等を付与された会員が行ったものとみなす。
9. 当方は会員による投稿内容やシステム利用等が不適切と判断した場合、予告なく当該内容の削除やシステム利用資格の剥奪等を実施することができる。

第 19 条 （セキュリティカード）

1. 会員は、当方より貸与されたセキュリティカード（以下、カード）について、第三者へ譲渡及び貸与することはできない。
2. 会員は、貸与時に手数料 3,300 円／枚（税込）を負担するものとする。
3. 会員は、契約期間の満了等によりサービス利用契約が終了した場合、又は当方より返却の要請があった場合には、速やかにカードを当方に返却するものとする。当方が指定した期限までにカードの返却が為されない場合、会員は、手数料 11,000 円／枚（税込）を負担するものとする。
4. 会員は、カードを破損又は紛失した場合、速やかに当方に所定の方法にて届け出を行い、手数料 11,000 円／枚（税込）を負担するものとする。
5. OFFICE メンバー及び BOOTH メンバーは、「OFFICE」または「BOOTH」のナンバーロックキーを自ら変更してはならない。変更の希望がある場合は運営者に申し出るものとする。
6. カードの携帯不所持に伴う運営者への開錠依頼は、本施設の営業時間内（午前 9 時～午後 8 時）に限り対応するものとする。
7. 本施設においては、カードを「メンバーカード」と呼称することがある。

第 20 条 （修繕費の分担）

1. 当方並びに本建物所有者が実施する修繕は次に掲げるものなどがある。
 - ① 本施設及び本建物共用部の躯体及び付属施設の維持保全に必要な修繕
 - ② 電気・水道等を使用するインフラ設備に関する修繕
 - ③ 本施設、本建物共用部にある情報設備に関する修繕
 - ④ 本施設及び本建物共用部の修繕会員は、修繕すべき個所を発見したときは、速やかに当方に通知するものとする。
2. 会員の故意又は過失による又は、使用方法に原因が存することが明確である場合の故障や修繕は会員の費用負担となる場合がある。

3. 当方及び本建物所有者が本施設及び本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修又は増築のため、対象スペース、本施設、本建物共用部の全体若しくは一部の使用を中止する必要があると認めるときは、会員に対し、対象スペース又は本施設の全体若しくは一部の使用中止を要請することがある。この場合において、会員は当該使用中止を拒否できないものとする。

第4章 プライバシーポリシー

第21条 （個人情報の取り扱い）

当方は、本施設の運営にあたり取得する個人情報について、IHI ならびに三菱地所、コクヨの個人情報保護方針に則り適切な取り扱いと保護に努めるものとする。

第22条 （個人情報利用目的）

当方は、会員個人情報を以下の目的のために利用する。

1. 本サービス及びそれに付随するサービスを提供するため。
2. 会員本人からの問合せや相談への回答のため。

第23条 （匿名加工情報の利用）

会員は当方が会員の個人情報を個人が特定できない情報として加工したうえで次の目的のために利用することを承諾する。

1. 会員の動向や志向の調査・分析を行い、豊洲セイルパークビル所有者が行うエリアマネジメント業務における就業者の満足度向上に向けた施策を検討・実施するため。
2. （会員が所属する企業が本施設の利用申し込みをしており、会員自身がその情報提供を許諾している場合に限り）会員が所属する企業の業務の推進に活用するため。

第24条 （個人情報の共同利用）

当方は、会員の個人情報を以下の通り共同利用する場合がある。

1. 共同利用する会社

IHI、三菱地所、三菱地所グループ各社、及びコクヨ、コクヨグループ各社、株式会社 GOODTIME

2. 共同利用の目的

第2条に定める内容のサービスを提供するため。加えて、会員の動向や志向の調査・分析を行い、当方が行うエリアマネジメント業務における利用者の満足度向上に向けた施策を検討・実施するため。

3. 共同利用する個人情報の項目

年齢、性別、電話番号、メールアドレス、住所、所属企業、業種及び役職等本施設入会時に取得された情報、並びにシステムを利用することにより取得された情報。

4. 共同利用の管理責任者

三菱地所株式会社

(東京都千代田区大手町1-1-1：代表執行役執行役社長 中島篤)

第25条 (業務の委託)

当方は、本施設の運営業務の一部を外部に委託し、外部委託先に対して本サービスの運営に必要な範囲で個人情報を提供することがある。この場合、業務委託先との間で、個人情報の保護を義務付けるための契約を締結するとともに、委託した個人情報の管理につき、必要かつ適切な監督を行う。

第5章 その他

第26条 (施設内に設置されたセキュリティカメラ)

1. 当方は、円滑な施設運営と防犯能力の向上のため、本施設にセキュリティカメラを設置する。
2. 利用者は、セキュリティカメラにより撮影並びに録画が行われていることを予め承諾し、撮影された映像、及び画像が防犯目的で利用されることについても予め承諾するものとする。
3. 本施設内において盗難等の犯罪行為又は危険行為等が発生した場合、会員は、当方がセキュリティカメラにより撮影された映像及び画像を必要に応じ警察等に提供する場合があることを予め承諾する。
4. 上記のほか、当方より委託する営業時間外の巡回警備等に対し、会員はその指示に従い施設内の防犯・防災・適正な施設の運営に協力すること。

第27条 (施設の変更・閉鎖)

1. 本施設及び本サービスの提供が変更又は終了する場合、当方はその半年前までに決定のうえ、本施設内の掲示若しくは、ウェブサイトでの開示等により速やかに会員に通知するものとする。
2. 前項により本施設が閉鎖された場合、当方は会員とのサービス利用契約を解除できるものとし、会員はこれに対して何らの異議を述べないものとする。但し、当方は前納された本サービス利用料金がある場合、閉鎖日以降に相当する額について、閉鎖日以降速やかに会員に対し返還するものとする。

第28条 (契約解除)

1. 会員が各号のいずれかに該当する場合において、違反の是正が不可能な場合、又は催告後相当期間内に違反が是正されない場合は、当方は本契約を解除することができる。
 - ① 本施設を故意に毀損した場合。
 - ② 本施設の趣旨に反する言動があった場合。
 - ③ 本施設又は会員の名誉、信用を傷つけ、秩序を乱した場合。

- ④ 本契約、本規約、本建物館内細則、その他施設の定める規程に違反した場合。
 - ⑤ 入会に際し、虚偽の申告をしたことが明らかになった場合。
 - ⑥ 当方に届け出た住所、電話番号又は電子メールアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった場合。
 - ⑦ 前各号の他、本施設のメンバーとして不適当と当方が判断した場合。
 - ⑧ 本施設を当方の承認なくして 30 日以上使用しないとき。ただし、事前に当方に通知をし、当方が承認した場合を除く。
2. 前項に拘らず、会員が各号のいずれかに該当する場合は、当方は何らの通告催告を要せずに直ちに本契約を解除することができる。
- ① 本サービス利用料金、MEETING ROOM やイベントスペースなどの利用料金その他を滞納した場合。
 - ② 支払い停止の状態に陥り、又は破産、民事再生、特別清算、会社更正手続きの申し立てを受け、また自らこれを申し立てたとき。
 - ③ 仮差押え、仮処分、差押、強制執行、競売、滞納処分等の申し立てを受けたとき。
 - ④ 公序良俗に反する行為があったとき。
 - ⑤ 反社会的勢力の構成員、又はこれに準ずるものと判明したとき。
 - ⑥ 本建物内にて暴行、脅迫、騒乱、粗暴な行為その他建物の秩序風紀を乱す行為を行った場合。
 - ⑦ 本施設での活動により本サービスの利用を継続することが当方の信用を毀損し又は毀損するおそれがあると当方が判断したとき。
 - ⑧ 利用場所を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供したとき。
 - ⑨ 利用場所を反社会的勢力に使用させ、或いは反復継続して出入りさせたとき。
 - ⑩ 本施設での活動又は本サービスの利用が法令、命令若しくは規則等に違反し、又は当方若しくは第三者の利益を侵害するおそれがあると当方が判断したとき。
 - ⑪ 信用状態が悪化し、又は、債権保全を必要とする事由が会員に生じたと当方が判断したとき。
 - ⑫ その他著しく信用が失墜したとき。
3. 当方は、前項第 8 号乃至第 10 号の規定により本契約を解除した場合、会員に対して、違約金として本サービス利用料金 6 ヶ月分相当額の支払いに加えて、自らに生じた損害の賠償を請求することができる。
4. 前 1 項及び 2 項により本規約が解除された場合において、当方又は本建物所有者に損害が及んだ場合、会員はその損害賠償の責任を免れない。

第 29 条 (守秘義務)

会員は本施設及び本サービスの利用にあたって知り得た当方、又は第三者の業務上、技

術上、その他一切の秘密情報を公表、漏洩、第三者へ開示してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報にはあたらないものとする。

1. 受領時に、既に公知の情報
2. 受領時に、既に会員が適法に保有していた情報
3. 受領後に、会員の責めによらず公知となった情報
4. 受領後に、正当な権利ある第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報

第30条 (免責事項)

1. 当方は、会員の本施設及び本サービスの利用又は利用不能による損害等について、当方の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、本サービス利用料金の限度において責任を負う。
2. 会員の本施設及び本サービスの利用に関連し、会員が他の会員又は第三者に対して損害を与えたものとして、何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、会員は自らの費用と責任において、当該請求又は訴訟を解決するものとする。
3. 当方が着手する事業が、会員が本施設で創発した事業やアイデアと一部又は全部が重複する場合、当方は故意または重大な過失に基づく場合を除き、これにより会員が被った損害について、一切責任を負わない。
4. 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他当方の責めに帰すことのできない事由による損害については、一切責任を負わない。
5. 会員が他の会員やその他の第三者により被った損害については、一切責任を負わない。
6. 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害については、一切責任を負わない。

第31条 (禁止事項)

会員は、本施設の利用に際し、次の各号に定める行為を行わないものとする。

1. 周囲に対する迷惑・有害・暴力等を行う行為
2. 設備の破損・破壊・盗難等を行う行為
3. セキュリティカードの複製行為
4. 禁止箇所への立ち入り行為
5. メンバーがロッカーを利用する権利を有する場合でも、当方が指定したメンバーの専用ロッカー以外のロッカーを無断で使用する事
6. メンバーがロッカーを利用する権利を有する場合で、メンバーの専用ロッカー内に、以下の物を収納すること
 - ・危険物
 - ・違法な物品

- ・貴重品
 - ・放射性物質
 - ・常温で腐敗する可能性のある物
 - ・異臭を放つ物
 - ・フタが完全に閉まっていない状態の気体や液体
 - ・音を放つ物
 - ・その他、当方が禁止する物
7. 本施設内の通路等および階段、廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと
 8. 本建物や本施設の通路や階段、廊下、外壁等は無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと
 9. 本施設内での寝泊まり行為
 10. 本施設内での喫煙
 11. 本施設内での火気使用
 12. 本施設内での以下物品の持ち込み
 - ・可燃性の物（マッチ等）
 - ・腐敗する物
 - ・強い臭気を発する物
 - ・動物の飼育や持込み（当方の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
 - ・その他、本施設内への持込物品として適さないと当方で判断した物
 13. 乗用エスカレーター、乗用エレベーターでの手荷物以外の物の搬出入
 14. 本施設内にて、ネットワークビジネス・MLM・マルチ商法・保険・情報教材等の、販売・勧誘・斡旋等を行うこと。同様に、本施設内にて無断で物販等の営業活動をする事、並びに宗教活動、政治活動をする事。（但し、当方の指定する箇所にて、当方による事前の書面による承諾がある場合を除く）
 15. 当方又は第三者の運用するコンピューター等に支障を与える行為、又はその恐れのある行為
 16. 反社会的、暴力的、猟奇的な情報の発信をする行為
 17. その他公序良俗に反する行為

第32条 （損害賠償責任）

1. 会員及びゲストが本施設の利用に際し、自己の責めに帰すべき事由により当方又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとする。
2. 当方が本規約に定める義務を怠り会員に損害が生じ、当方にその損害を賠償する責が認められた場合、当方の賠償額は、当該月における細則第2条に定める本サービス利用料金を上限とする。

第33条 （細則等）

本規約に定めのない事項並びに本施設運営のために必要な事項は、細則その他別途定めるものとし、当方は必要に応じてそれを変更できるものとする。

第34条 (規約の改定)

本規約を改定する場合、当方は、システム及び本施設のWEBサイト等において本規約を変更する旨及び変更事項を一定期間周知するものとする。変更に伴う責任を当方は一切負わないものとする。

第35条 (裁判管轄)

本施設で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を訴訟及び調停の専属的合意管轄裁判所とする。

第36条 (準拠法)

本規約に係る法律関係については、日本法を準拠法とする。

第37条 (施行)

本規約は2025年9月1日より施行するものとする。

細 則

第1条（入会金）

マンスリー会員の入会金は、次の通りとする（税込）。

1. OFFICE メンバー：サービス利用契約において別途定める
2. BOOTH メンバー：施設利用料の1 か月分
3. TABLE メンバー（固定席）：施設利用料の1 か月分
4. TABLE メンバー（フリーアドレス）：施設利用料の1 か月分
5. TABLE メンバー（法人）：施設利用料の1 か月分
6. アライアンスパートナー：承諾書において別途定める

第2条（保証金）

マンスリー会員の保証金は、次の通りとする（税込）。

1. OFFICE メンバー：施設利用料の2 か月分
2. BOOTH メンバー：施設利用料の1 か月分
3. TABLE メンバー（固定席）：利用契約において別途定める
4. TABLE メンバー（フリーアドレス）：利用契約において別途定める
5. TABLE メンバー（法人）：利用契約において別途定める
6. アライアンスパートナー：承諾書において別途定める

第3条（有料サービス利用料）

1. 本施設に設置する会議室利用料については、次の通りとする（税込）。

HIBI NOMA HALL 1：14,300 円/時間

HIBI NOMA HALL 2：14,300 円/時間

MEETING ROOM 1：2,200 円/30 分

MEETING ROOM 2：1,650 円/30 分

MEETING ROOM 3：1,650 円/30 分

MEETING ROOM 4：1,650 円/30 分

SOLO BOOTH：330 円/30 分

STUDIO：2,750 円/30 分

RENTAL ROOM 1：1,650 円/30 分

RENTAL ROOM 2：1,650 円/30 分

PRACTICE ROOM：2,200 円/30 分

SHOWER LOCKER：880 円/回

2. OFFICE メンバー及び BOOTH メンバーに限り、MEETING ROOM の利用は 5 時間/月まで無償とし、以降は前項の規定料金で利用できるものとする。

3. 当方へ申込をして利用できるオプション料については、次の通りとする（税込）。

住所利用：5,500 円/1 か月

登記利用：5,500 円/1 か月

ロッカー利用：3,300 円/1 か月

4. 有料サービスのキャンセルポリシーは以下の通りとする。

(1) HIBI NOMA HALL 1・HIBI NOMA HALL 2

- ・利用日の 7 日前～4 日前：キャンセル料 50%
- ・利用日の 3 日前～当日：キャンセル料 100%

(2) その他の有料サービス（会議室、スタジオ等）

- ・当日キャンセル：キャンセル料 100%
- ・前日までのキャンセル：キャンセル料なし

(3) キャンセル料は、予約時に確定した利用料金に対して適用するものとする。

第 4 条（イベントスペース貸切利用料）

1. 本施設のイベントスペースの貸切利用料は次の通りとする（1 時間単位・税込）。

SHOKU NOMA：16,500 円/時間

2. 本施設のイベントスペースの貸切は 4 時間以上の利用で利用できるものとする。

第 5 条（支払方法）

1. 会員は、細則第 1 条に定める費用について、サービス利用契約締結時以下のいずれかの方法で支払うものとする。但し、会員が個人契約の場合は、クレジットカードによる支払いに限るものとする。

＜請求書対応の場合＞

当方の作成する請求書記載事項に応じ、当方指定の預金口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、かかる振込み手数料は会員の負担とする。

＜クレジットカード対応の場合＞

当方が指定するクレジットカードによる決済とし、会員は当方指定のクレジットカード取扱会社へ当方が指定する方法にて申込みを行うものとする。また、当方が請求した金額において、クレジット決済が行われなかった場合、即時に決済可能なクレジットカードを指定しなければならない。

2.

① 会員は、細則第 2 条に定める費用について、サービス利用契約締結時に前 1 項の支払い方法にて当月分及び翌月分を支払うものとする。

② 上記サービス利用契約締結時以降、会員は、細則第 2 条に定める費用について、翌月分を当方が指定した前月の期日までに、細則第 5 条 1 項の支払い方法にて支払うものとする。

3. 会員は、細則第 3 条に定める費用について、当月分を当方が指定した翌月の期日までに、細則第 5 条 1 項の支払い方法にて支払うものとする。

第6条（会員の変更事項）

会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合は、当方所定の方法により速やかに届け出なければならない。

第7条（細則の改正）

当方は、細則を改定する場合、当方は、システム及び本施設のWEBサイト等において細則を変更する旨及び変更事項を一定期間周知するものとする。

第8条（施行）

本細則は2025年9月1日より施行するものとする。

【変更履歴】

2025年9月1日：初版

【添付図面】

